

専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和8年（2026年）9月24日提出

札幌市長 秋 元 克 広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

1 訴訟外のもの

(1) 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故50件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	令和8年1月22日 札幌市豊平区 合同会社エンエール	令和7年6月6日、札幌市白石区南郷通3丁目南において、本市の児童福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの	56,822円
2	令和8年2月13日 札幌市厚別区在住者	令和7年10月30日、札幌市中央区北1条東18丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	4,347円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
3	令和8年3月13日 札幌市東区在住者	令和7年11月22日、札幌市北区篠路町拓北において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	4,464円
4	令和8年3月27日 札幌市手稲区在住者	令和8年2月11日、小樽市新光町において、本市の救急車両に同乗していた相手方が、当該救急車両がトンネル内の壁等に衝突した際の衝撃により負傷したもの（番号39と同一の事故）	48,190円
5	令和8年4月7日 札幌市中央区在住者	令和7年12月1日、札幌市中央区北2条西18丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、車道上に突き出ていた街路樹の枝に接触し、損傷したもの	151,701円
6	令和8年4月16日 札幌市豊平区在住者	令和8年2月22日、札幌市中央区南9条西16丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	24,189円
7	令和8年4月16日 札幌市東区在住者	令和8年2月24日、札幌市東区北28条東20丁目において、市立中学校の体育館の壁に立て掛けられたバドミントンネットの支柱が倒れ、相手方のラケットを損傷したもの	16,187円

番 号	専決処分年月日 相 手 方	事故の概要	損害賠償の額
8	令和8年4月17日 札幌市手稲区 株式会社苗穂自動車 学校	令和7年9月30日、札幌市手稲区新発寒4条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の雨水桟 ^{ます} 周辺に生じた段差により損傷したもの	43,758円
9	令和8年4月21日 小樽市在住者	令和8年3月11日、札幌市厚別区厚別中央2条4丁目において、本市の区役所業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの	389,000円
10	令和8年4月30日 札幌市南区在住者	令和8年2月20日、札幌市南区真駒内曙町1丁目において、道路上で停車中の相手方の自動車が、本市の道路パトロール用のリース車の接触により損傷したもの	648,274円
11	令和8年5月4日 札幌市西区在住者	令和8年2月20日、札幌市中央区宮の森1条15丁目において、道路上で停車中の相手方の自動車が、本市の塵芥車 ^{じんがい} の接触により損傷したもの	299,100円
12	令和8年5月8日 札幌市東区 株式会社りんゆう観光	令和7年12月8日、札幌市中央区南14条西17丁目において、相手方が管理する土地上の柵が、本市の塵芥車の接触により損傷したもの	140,479円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
13	令和8年5月8日 札幌市南区在住者	令和8年2月9日、札幌市中央区宮の森1条14丁目において、本市の教育業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの	356,147円
14	令和8年5月8日 札幌市豊平区 株式会社ワタナベ	令和8年2月28日、札幌市豊平区月寒東3条11丁目において、本市の消防隊員が、消防活動中に誤って道路上で停車中の相手方の自動車を損傷したもの	649,000円
15	令和8年5月13日 札幌市豊平区在住者	令和8年3月8日、札幌市豊平区平岸5条18丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	5,031円
16	令和8年5月16日 札幌市北区在住者	令和7年12月1日、札幌市北区新川西1条1丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する街路樹の倒壊により損傷したもの	766,876円
17	令和8年5月16日 札幌市北区在住者	令和8年1月11日、札幌市北区新川西1条1丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する街路樹の倒壊により損傷したもの	940,989円
18	令和8年5月18日 札幌市中央区 アパタワーズ札幌大通公園管理組合法人	令和8年3月30日、札幌市中央区南3条西9丁目において、本市の消防隊員が、救助活動中に誤って相手方が管理する住宅の設備を損傷したもの	310,000円

番 号	専決処分年月日 相 手 方	事故の概要	損害賠償の額
19	令和8年5月20日 帯広市在住者	令和8年4月21日、札幌市南区南沢3条2丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市の塵芥車の接触により損傷したもの	640,654円
20	令和8年5月21日 札幌市北区在住者	令和8年2月6日、札幌市南区において、本市の塵芥車が、相手方の所有するマンションの外壁に接触し、当該外壁が損傷したもの	374,000円
21	令和8年5月25日 札幌市南区在住者	令和8年2月23日、札幌市南区において、駐車中の相手方の自動車が、本市の塵芥車の接触により損傷したもの	801,022円
22	令和8年5月31日 札幌市白石区在住者	令和8年4月11日、札幌市白石区栄通11丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	7,590円
23	令和8年6月2日 札幌市白石区 飯島運輸物流株式会社	令和7年10月29日、札幌市白石区東米里において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	3,900円
24	令和8年6月4日 札幌市東区在住者	令和8年4月11日、札幌市東区において、本市が管理する街路樹の根が、相手方の敷地内に越境し、当該敷地内の排水管を損傷したもの	121,000円

番 号	専決処分年月日 相 手 方	事故の概要	損害賠償の額
25	令和8年6月11日 札幌市厚別区在住者	令和8年4月20日、札幌市厚別区厚別東1条6丁目において、走行中の相手方の自動車が、本市が設置した看板の支柱の倒壊により損傷したもの	200,000円
26	令和8年6月16日 札幌市北区在住者	令和8年4月21日、札幌市北区屯田7条6丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	44,814円
27	令和8年6月18日 札幌市白石区在住者	令和8年3月25日、札幌市白石区北郷4条3丁目において、本市の塵芥車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの	20,649円
28	令和8年6月18日 札幌市北区在住者	令和8年4月14日、札幌市北区新琴似5条9丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	4,500円
29	令和8年6月19日 北広島市 株式会社武藤興業運輸	令和8年2月17日、札幌市白石区平和通15丁目北において、道路を走行中の相手方の自動車が、前方で進路変更した本市の消防車両を避けるため、当該道路上の雪山等に衝突したことにより損傷したもの	270,925円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
30	令和8年6月22日 札幌市豊平区在住者	令和8年2月8日、札幌市豊平区西岡3条5丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の雨水桝周辺に生じた段差を通過した際に衝撃を受けた影響で雪山に衝突し、当該自動車が損傷したもの	856,400円
31	令和8年6月22日 札幌市北区在住者	令和8年4月6日、札幌市北区新琴似2条10丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	4,400円
32	令和8年6月24日 札幌市西区在住者	令和8年5月28日、札幌市西区発寒15条14丁目の発寒破碎工場内において、停車中の相手方の自動車が、工場内に散布された消火剤が付着したことにより汚損したもの	154,550円
33	令和8年6月29日 札幌市白石区在住者	令和8年5月31日、札幌市白石区において、相手方の住宅の窓ガラスが、本市が管理する公園の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したもの	78,980円
34	令和8年6月30日 札幌市手稲区在住者	令和8年3月13日、札幌市西区西野4条7丁目において、本市の児童福祉業務用のリース車が、道路上で停車中の相手方の自動車に接触したことにより、相手方が負傷し、当該自動車が損傷したもの	906,129円

番 号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
35	令和8年7月3日 札幌市白石区 北海万豊運輸株式会社	令和8年5月14日、札幌市北区新川2条8丁目において、本市の児童福祉業務用の自動車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの	762,080円
36	令和8年7月4日 札幌市北区在住者	令和8年4月14日、札幌市北区篠路町篠路において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	18,633円
37	令和8年7月5日 札幌市西区在住者	令和8年5月6日、札幌市中央区南6条西11丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	9,396円
38	令和8年7月7日 札幌市白石区 松岡満運輸株式会社	令和8年3月24日、札幌市北区北26条西5丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、車道上に突き出ていた街路樹に接触し、当該自動車が損傷したもの	23,466円
39	令和8年7月8日 札幌市南区在住者	令和8年2月11日、小樽市新光町において、本市の救急車両により搬送されていた相手方が、当該救急車両がトンネル内の壁等に衝突した際の衝撃により負傷したもの（番号4と同一の事故）	63,350円

番 号	専決処分年月日 相 手 方	事故の概要	損害賠償の額
40	令和8年7月9日 札幌市西区在住者	令和7年11月18日、札幌市北区新琴似7条4丁目において、市立中学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、体育館からの落雪により損傷したもの	901,120円
41	令和8年7月10日 札幌市南区 株式会社誠商会	令和8年5月4日、札幌市中央区北11条西21丁目において、相手方の自動車が、本市が管理する歩道を通過する際、跳ね上がった当該歩道上の視覚障がい者誘導用ブロックにより損傷したもの	549,967円
42	令和8年7月10日 札幌市豊平区在住者	令和8年6月11日、札幌市豊平区において、相手方の住宅の窓ガラスが、本市が管理する公園の草刈り作業中に生じた飛散物により損傷したもの	43,340円
43	令和8年7月12日 札幌市南区在住者	令和8年6月13日、札幌市清田区真栄において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	4,500円
44	令和8年7月14日 東京都新宿区 全国健康保険協会	令和7年8月2日、札幌市南区真駒内緑町3丁目において、相手方の行う保険による保険給付を受ける権利を有する者が、本市が管理する公園のテニスコートに設置された審判台に着座していた際、同審判台の柱が折れ、倒れたことにより負傷したもの（議案第36号と同一の事故）	557,869円

番 号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
45	令和8年7月14日 札幌市西区在住者	令和8年7月1日、札幌市西区山の手6条4丁目において、本市が管理する公園の駐車場に駐車しようとした相手方の自動車が、車止めから露出したボルトにより損傷したもの	58,298円
46	令和8年7月17日 札幌市東区 株式会社ロータス流通	令和8年1月15日、札幌市中央区南18条西12丁目において、本市の塵芥車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの	366,185円
47	令和8年7月21日 札幌市西区在住者	令和7年12月1日、札幌市中央区北2条西18丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、車道上に突き出ていた街路樹の枝に接触し、損傷したもの	107,580円
48	令和8年7月21日 札幌市厚別区在住者	令和8年5月2日、札幌市厚別区厚別南4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	26,302円
49	令和8年7月27日 札幌市清田区在住者	令和8年6月11日、札幌市清田区真栄において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	3,930円

番 号	専決処分年月日 相 手 方	事故の概要	損害賠償の額
50	令和8年7月27日 札幌市中央区 株式会社エイチピー エム	令和8年6月23日、札幌市豊 平区において、相手方のマン ションの窓ガラスが、市立中学 校の部活動中に敷地から飛び出 たボールにより損傷したもの	46,200円

(2) 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故1件について、次のとおり和解する。

番 号	専決処分年月日 相 手 方	事故の概要	和解の概要
1	令和8年5月26日 札幌市西区在住者	令和8年2月16日、札幌市中 央区南17条西11丁目において、 本市の児童福祉業務用のリース 車と相手方の自動車が接触した もの	相手方は、 本市に対し て、375,447円 を支払う。

2 訴訟によるもの

本市は、給食費請求事件10件について、裁判所が行った次の和解に代わる決定に対して、異議を申し立てない。

番 号	専決処分年月日 事 件 名	相手方	決定の概要
1	令和8年5月19日 札幌簡易裁判所 令和8年（ハ）第 20400号 給食費請求事件	札幌市東区在 住者	(1) 相手方は、本市に対し、滞納給 食費220,352円を今後分割して令 和12年2月末日までに支払う。 (2) 相手方が(1)の分割支払を3回 以上怠ったときは、相手方は、 (1)の滞納給食費の残額を直ちに 支払う。

番 号	専決処分年月日 事 件 名	相手方	決定の概要
2	令和8年5月20日 札幌簡易裁判所 令和8年（ハ）第 20390号 給食費請求事件	札幌市豊平区 在住者	(1) 相手方は、本市に対し、滞納給 食費394,127円を今後分割して令 和10年2月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。
3	令和8年5月28日 札幌簡易裁判所 令和8年（ハ）第 20396号 給食費請求事件	札幌市西区在 住者	(1) 相手方は、本市に対し、滞納給 食費222,195円を今後分割して令 和9年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。
4	令和8年6月4日 札幌簡易裁判所 令和8年（ハ）第 20366号 給食費請求事件	札幌市南区在 住者	(1) 相手方は、本市に対し、滞納給 食費430,482円を今後分割して令 和12年2月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。
5	令和8年6月10日 札幌簡易裁判所 令和8年（ハ）第 20425号 給食費請求事件	札幌市南区在 住者	(1) 相手方は、本市に対し、滞納給 食費264,207円を今後分割して令 和10年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。
6	令和8年6月16日 札幌簡易裁判所 令和8年（ハ）第 20420号 給食費請求事件	札幌市中央区 在住者	(1) 相手方は、本市に対し、滞納給 食費226,306円を今後分割して令 和9年6月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。
7	令和8年6月16日 札幌簡易裁判所 令和8年（ハ）第 20448号 給食費請求事件	札幌市白石区 在住者	(1) 相手方は、本市に対し、滞納給 食費224,939円を今後分割して令 和12年4月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。

番 号	専決処分年月日 事 件 名	相手方	決定の概要
8	令和8年6月29日 札幌簡易裁判所 令和8年（ハ）第 20470号 給食費請求事件	札幌市北区在 住者	(1) 相手方は、本市に対し、滞納給 食費224,222円を今後分割して令 和10年6月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。
9	令和8年6月30日 札幌簡易裁判所 令和8年（ハ）第 20489号 給食費請求事件	札幌市東区在 住者	(1) 相手方は、本市に対し、滞納給 食費247,500円を今後分割して令 和12年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。
10	令和8年7月22日 札幌簡易裁判所 令和8年（ハ）第 20607号 給食費請求事件	札幌市白石区 在住者	(1) 相手方は、本市に対し、滞納給 食費218,838円を今後分割して令 和13年2月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。